

万博記念公園駅前周辺地区活性化事業の一体的な計画
に基づく環境影響評価の実施等を求める意見書

本年１月に事業者から「（仮称）万博記念公園駅前周辺地区活性化事業に係る環境影響評価提案書」が本市に提出されたが、ＡＢＣハウジング千里住宅公園跡地については、利用方法が保留された土地、いわゆる保留地として、事業計画地から除いた形となっている。

しかしながら、当該保留地は令和元年（２０１９年）１０月に大阪府が示した事業者公募要項において「必ず利用すること」とされており、本事業の重要なエリアである。

そのため、当該保留地を除いた形での環境影響評価は、本事業全体の環境影響評価とは言えず、事業者による環境への取組が不十分となる懸念がある。また、当該保留地の計画が決定すれば、環境影響評価の再実施が必要となり、それにより環境影響評価の手続が長期化し、結果的に本事業の完了時期が遅れる可能性も否定できない。

さらに、本市ではこれまで、地域住民の意見も踏まえて、当該保留地の計画が決定した後に環境影響評価に取り組むよう、大阪府や事業者に求めており、これまでの経緯を踏まえれば、本事業の進め方については再考すべきである。

よって、本市議会は大阪府に対し、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 事業者に対し、ＡＢＣハウジング千里住宅公園跡地を含めた一体的な計画を早期に示した上で、環境影響評価を実施するよう求めること。
- 2 事業者に必要な説明責任を果たすことを働き掛け、府としても本事業が地域住民の理解と納得を得て進められるよう努めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年７月２日

吹 田 市 議 会

【送付先】
大阪府知事